

文化施設部会での議論の前提について

部会長 吉見俊哉

1 文化芸術基本法（2017 年、文化芸術振興基本法（2001 年）より改正）

- ・第 2 条 10 項：「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られる」
- ・第 36 条：「政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする」

2 文化芸術推進基本計画

第 1 期：2018～22 年度、第 2 期：2023～27 年度、第 3 期：2028 年度～

- ・官民連携：「公的財政による支援のみではなく、社会全体の取組が必要であり、企業等の民間事業者及び個人からの寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保する」（第 1 期）
- ・専門人材：「文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館における学芸員や劇場、音楽堂等、文化芸術団体の各

種専門職員等、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備えた人材、多様
で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・
確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要」（第１期）

- ・プラットフォーム「各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、
文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を
図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働推進す
るプラットフォームを形成する」（第１期）
「文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、
多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回
復力ある地域」を形成（第２期）